

基本方針の変更の考え方

基本方針とは

港湾法第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関して定める方針

基本方針の役割

① 国の港湾行政指針
(港湾法第3条の2第1項)

② 個別の港湾計画を策定する際の適合すべき基準
(港湾法第3条の3第6項)

我が国が直面する課題・問題意識

- 1 世界経済の多極化、産業のグローバル展開の加速
- 2 本格的な少子高齢化・生産年齢人口の減少社会への突入
- 3 革新的な情報通信技術・自動化技術の出現と社会実装の進展
- 4 頻発化・激甚化する自然災害とインフラの老朽化
- 5 深刻化する地球環境問題

- 東南アジア等世界の成長市場の活力を我が国の成長につなげる
- 安定的・持続可能な生産性の高い国内物流体系の構築
- 情報通信技術、自動化技術等の活用による物流システム全体での生産性向上
- 訪日旅行者の受入促進等による観光立国の実現と地域の自律的な取組による地方創生
- 災害時等における生命・財産・経済を守るインフラの機能確保
- 低炭素化の促進、再生可能エネルギーの導入拡大

基本方針『第1章 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項』

1 特に戦略的に取り組む事項

(1) 我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成

- ① グローバルバリューチェーンを支える国際海上輸送網の構築と物流機能の強化
- ② 資源・エネルギー・食糧の安定確保を支える国際海上輸送網の構築
- ③ 将来にわたり国内物流を安定的に支える内航フェリー・RORO航路網(国内複合一貫輸送網)の構築
- ④ 我が国及び地域の基幹産業・地場産業を支える物流機能の強化と港湾空間の形成

(2) 観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用

- ① 観光を我が国の経済成長につなげるクルーズの振興
- ② 観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用
- ③ 再生可能エネルギーの利用及び低炭素化に資する港湾空間の利活用の推進

(3) 国民の安全・安心を支える港湾機能・海上輸送機能の確保

- ① 災害から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持する港湾・輸送体系の構築
- ② 船舶航行及び港湾活動の安全性の確保

2 引き続き重点的に取り組む事項

- ① 地域の暮らし・安心を支える港湾機能の確保
- ② あらゆる人に優しい港湾の実現
- ③ 良好な港湾環境の保全・再生・創造
- ④ 循環型社会のより一層の進展とグローバル化に対応した静脈物流網の強化
- ⑤ 国土の保全への配慮
- ⑥ 国際海上輸送の信頼性と安全性を確保する港湾保安対策等の推進
- ⑦ 港湾空間に求められる多様な要請への対応と港湾空間の適正管理
- ⑧ 新たな海洋立国の実現に向けた海洋政策の推進

3 時代の変化に対応するとともに生産性の高い港湾マネジメントの推進に向けて取り組む事項

- ① 港湾の完全電子化とデータ連携の拡大によるサイバーポートの実現
- ② AIターミナルの実現によるコンテナターミナルの生産性向上及び良好な労働環境の確保
- ③ 持続可能な港湾開発等のための港湾関連技術の生産性向上及び働き方改革の推進
- ④ 柔軟性を持ったストックマネジメントと港湾間の連携の推進

全体構成

(港湾)

(第1章の考え方)

・港湾政策の方向性について、「1 特に戦略的に取り組む事項」と「2 引き続き重点的に取り組む事項」等に分けて網羅的に明示

第1章 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

1 特に戦略的に取り組む事項

- (1) 我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成
- (2) 観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用
- (3) 国民の安全・安心を支える港湾機能・海上輸送機能の確保

2 引き続き重点的に取り組む事項

3 時代の変化に対応するとともに生産性の高い港湾マネジメントの推進に向けて取り組む事項

(開発保全航路)

(第3章の考え方)

・港湾区域外に配置される、開発保全航路及び緊急確保航路について、開発、保全及び管理の方向性並びに配置を明示

第3章 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項

- 1 海上交通の安全性、安定性及び効率性を支える開発保全航路等の開発、保全及び管理の方向
- 2 開発保全航路の配置

(第2章の考え方)

・第1章を踏まえ、政策ごとに、港湾の配置、機能及び能力について明示

第2章 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

- 1 特に戦略的に取り組む事項に係る基本的な事項
- 2 引き続き重点的に取り組む事項に係る基本的な事項

(第4章の考え方)

・港湾及び開発保全航路の開発等における環境配慮について明示

第4章 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項

- 1 自然環境の積極的な保全
- 2 多様化する環境問題への対応
- 3 環境の保全の効果的かつ着実な推進

(第5章の考え方)

1 一つの経済圏/生活圏/海域における港湾相互間の連携の考え方を明示

2 港湾管理者や民間企業等、多様な関係者の連携による港湾の効果的な利用の考え方を明示

3 民間の能力を活用した港湾の運営の考え方を明示

第5章 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項

- 1 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項
- 2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項
 - (1) バルク貨物等の輸送網の拠点となる港湾
 - (2) クルーズ船の受入拠点となる港湾
- 3 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項
 - (1) 民間能力の活用による港湾運営の効率化
 - (2) 港湾の効率的な運営を支える協働体制の構築